

本工事は複数年度にまたがる債務負担行為に係る契約です。

なお、本工事の請負契約締結には下記の条件が付されますのでご注意願います。

債務負担行為に係る契約の特則

各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）とこの支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額（以下「出来高予定額」という。）は、次のとおりです。

支払限度額	令和7年度	（契約金額の約0%相当額）円
	令和8年度	（契約金額の約100%相当額）円
出来高予定額	令和7年度	（契約金額の約0%相当額）円
	令和8年度	（契約金額の約100%相当額）円

※発注者は、予算の都合その他の必要があるときは、支払限度額と出来高予定額を変更することができることとする。

前払金について

前払金は令和8年4月1日以降に請求することが可能です。

契約締結に関する事項

本工事の関連工事が不調その他の理由により契約予定日において請負契約を締結できない場合、本工事の開札日および契約日を延長する、工期の延長に係る変更契約を行う又は請負契約を締結しない場合がある。本市が請負契約締結後に本工事の関連工事の請負契約を解除した場合は、本工事についても請負契約の締結を行わない又は請負契約を解除する場合がある。これらの場合において、本市は本工事の落札者の損害について、いかなる責任も負わないものとする。

（契約締結予定日 令和8年2月25日）

配置予定技術者について

複数の案件で入札日が重複する場合、開札後、事後審査資料提出までに、当該工事以外の他工事の落札候補者となったことなど、やむを得ない事由により配置予定の技術者を配置する事ができなくなった場合は、直ちに書面により辞退届を提出してください。なお、この辞退届を理由として参加資格停止など不利益な取扱いを受けるものではありません。